

東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（練馬区分）

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外壁の 後退距 離の限 度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の限度	備 考	
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
	68.3	6/10	3/10	—	110	10	1.4	
	2.3	8/10	4/10	—	100	10	0.0	
	2,316.6	10/10	5/10	—	80	10	48.1	
	161.7	15/10	6/10	—	75	10	3.4	
小 計	204.9	20/10	6/10	—	75	12	4.3	
	2,753.8						57.1	
第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
小 計	—	—	—	—	—	—	—	
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
	136.6	15/10	5/10	—	80	—	2.8	
	3.4	15/10	6/10	—	75	—	0.1	
	696.3	20/10	6/10	—	75	—	14.4	
小 計	836.3						17.4	
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
小 計	—	—	—	—	—	—	—	
第 一 種 住 居 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
	341.0	20/10	6/10	—	75	—	7.1	
	211.3	30/10	6/10	—	75	—	4.4	
小 計	552.3						11.5	
第 二 種 住 居 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
	41.2	20/10	6/10	—	75	—	0.9	
	14.1	30/10	6/10	—	75	—	0.3	
小 計	55.3						1.1	

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外壁の 後退距 離の限 度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の限度	備 考	
準住居地域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
小 計	83.4	30/10	6/10	—	75	—	1.7	
近 隣 商 業 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
	15.8	20/10	8/10	—	70	—	0.3	
	194.6	30/10	8/10	—	—	—	4.0	
	55.8	30/10	8/10	—	70	—	1.2	
	35.5	40/10	8/10	—	—	—	0.7	
小 計	301.7						6.3	
商 業 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
	23.8	40/10	8/10	—	—	—	0.5	
	59.0	50/10	8/10	—	—	—	1.2	
小 計	10.7	60/10	8/10	—	—	—	0.2	
	93.5						1.9	
準工業地域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
	109.7	20/10	6/10	—	75	—	2.3	
	29.3	30/10	6/10	—	75	—	0.6	
小 計	139.0						2.9	
工 業 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
	2.9	20/10	6/10	—	75	—	0.1	
	0.5	30/10	6/10	—	75	—	0.0	
小 計	3.4						0.1	
工 業 専 用 地 域	約 ha	以下	以下	m	m ²	m	約 %	
小 計	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	約 ha						%	
	4,818.7						100	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：補助233号線沿道地区地区計画の決定並びに補助230号線大泉町三丁目地区地区計画及び補助230号線大泉学園町地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

新旧対照表

()内は変更箇所を示す。

(練馬区分)

種類	容積率	建蔽率	外壁の 後退距離の 限度	建築物 の敷地面積 の最低限度	建築物 の高さの 限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A－B]
						面積 [A]	比率	面積 [B]	比率	
第一種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	6/10	3/10	—	110	10	68.3	1.4	68.3	1.4	
	8/10	4/10	—	100	10	2.3	0.0	2.3	0.0	
	10/10	5/10	—	80	10	(2,316.6)	(48.1)	(2,318.8)	(48.1)	△ 2.2
	15/10	6/10	—	75	10	161.7	3.4	161.7	3.4	
小 計	20/10	6/10	—	75	12	204.9	4.3	204.9	4.3	
						(2,753.8)	(57.1)	(2,756.0)	(57.2)	△ 2.2
第二種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小 計										
第一種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	15/10	5/10	—	80	—	136.6	2.8	136.6	2.8	
	15/10	6/10	—	75	—	3.4	0.1	3.4	0.1	
	20/10	6/10	—	75	—	(696.3)	(14.4)	(697.8)	(14.5)	△ 1.5
小 計						(836.3)	(17.4)	(837.8)	(17.4)	△ 1.5
第二種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小 計										
第一種 住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	75	—	(341.0)	(7.1)	(342.1)	(7.1)	△ 1.1
	30/10	6/10	—	75	—	(211.3)	(4.4)	(206.5)	(4.3)	4.8
小 計						(552.3)	(11.5)	(548.6)	(11.4)	3.7
第二種 住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	75	—	41.2	0.9	41.2	0.9	
小 計	30/10	6/10	—	75	—	14.1	0.3	14.1	0.3	
						55.3	1.1	55.3	1.1	

種類	容積率	建蔽率	外壁の 後退距離の 限度	建築物 の敷地面積 の最低限度	建築物 の高さの 限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A－B]
						面積 [A]	比率	面積 [B]	比率	
準住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	30/10	6/10	—	75	—	83.4	1.7	83.4	1.7	
小 計						83.4	1.7	83.4	1.7	
近商業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	8/10	—	70	—	15.8	0.3	15.8	0.3	
	30/10	8/10	—	—	—	194.6	4.0	194.6	4.0	
	30/10	8/10	—	70	—	55.8	1.2	55.8	1.2	
小 計	40/10	8/10	—	—	—	35.5	0.7	35.5	0.7	
						301.7	6.3	301.7	6.3	
商業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	40/10	8/10	—	—	—	23.8	0.5	23.8	0.5	
	50/10	8/10	—	—	—	59.0	1.2	59.0	1.2	
	60/10	8/10	—	—	—	10.7	0.2	10.7	0.2	
小 計						93.5	1.9	93.5	1.9	
準工業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	75	—	109.7	2.3	109.7	2.3	
小 計	30/10	6/10	—	75	—	29.3	0.6	29.3	0.6	
						139.0	2.9	139.0	2.9	
工業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	20/10	6/10	—	75	—	2.9	0.1	2.9	0.1	
	30/10	6/10	—	75	—	0.5	0.0	0.5	0.0	
小 計						3.4	0.1	3.4	0.1	
工業用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小 計										
合計						約 ha	%	約 ha	%	約 ha
						4,818.7	100	4,818.7	100	

変更概要

(練馬区分)

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
練馬区大泉学園町八丁目地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 75㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 75㎡	約 1.1 ha	容積率の変更
練馬区大泉町三丁目、大泉学園町四丁目及び大泉学園町八丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200% 敷地面積の最低限度 75㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 敷地面積の最低限度 75㎡	約 1.5 ha	用途及び容積率の変更
練馬区大泉町三丁目、大泉学園町四丁目及び大泉学園町八丁目各地内	第一種低層住居専用地域 建蔽率 50% 容積率 100% 高さの限度 10m 敷地面積の最低限度 80㎡	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 300% 高さの限度 — 敷地面積の最低限度 75㎡	約 2.2 ha	用途、建蔽率、容積率及び敷地面積の最低限度の変更並びに高さの限度の廃止

東京都市計画用途地域

〔参考〕 東京都市計画地区計画 補助233号線沿道地区地区計画
 〔参考〕 東京都市計画地区計画 補助230号線大泉町三丁目地区地区計画
 〔参考〕 東京都市計画地区計画 補助230号線大泉学園町地区地区計画

位置図

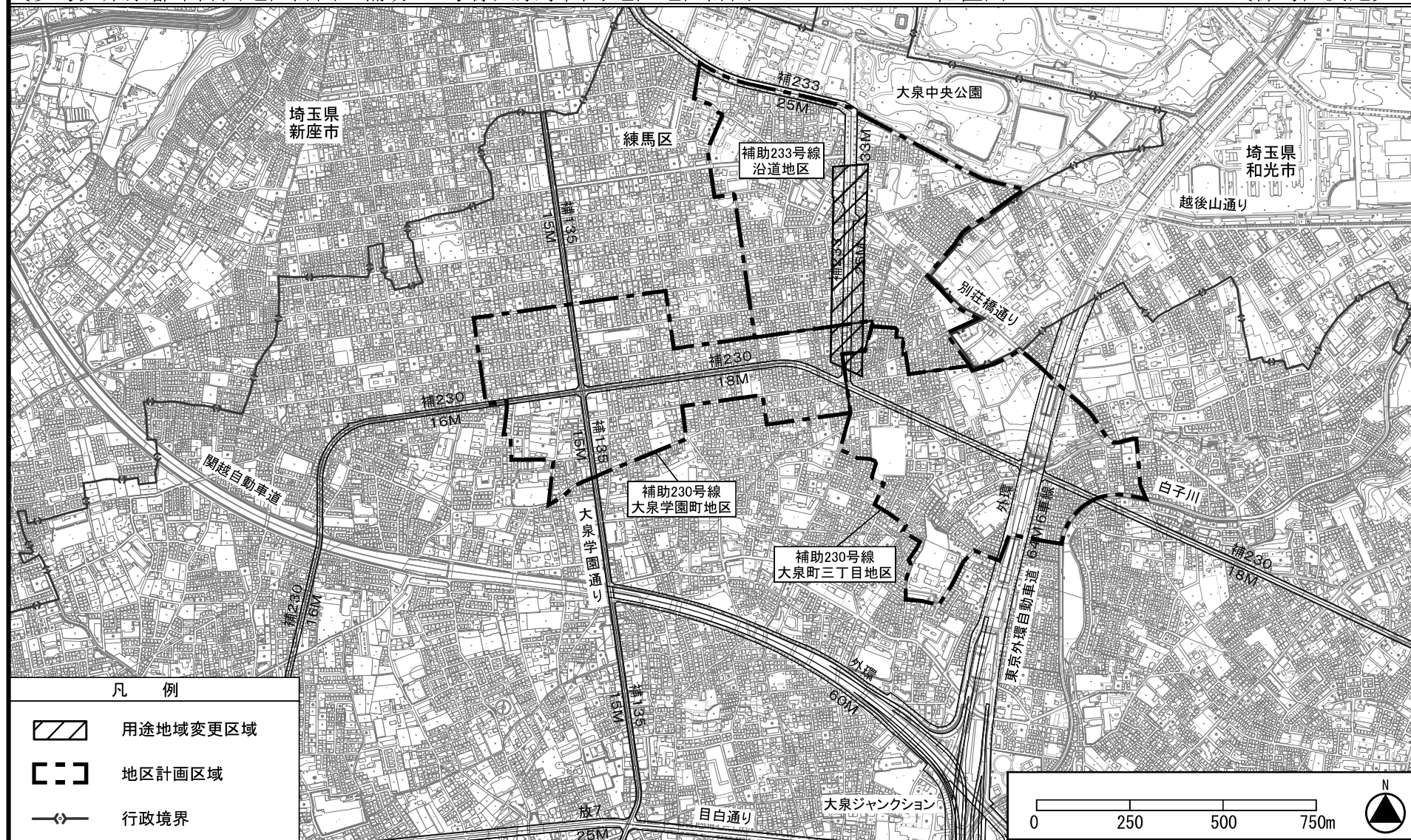
位置図
 位置図
 位置図

〔東京都決定〕

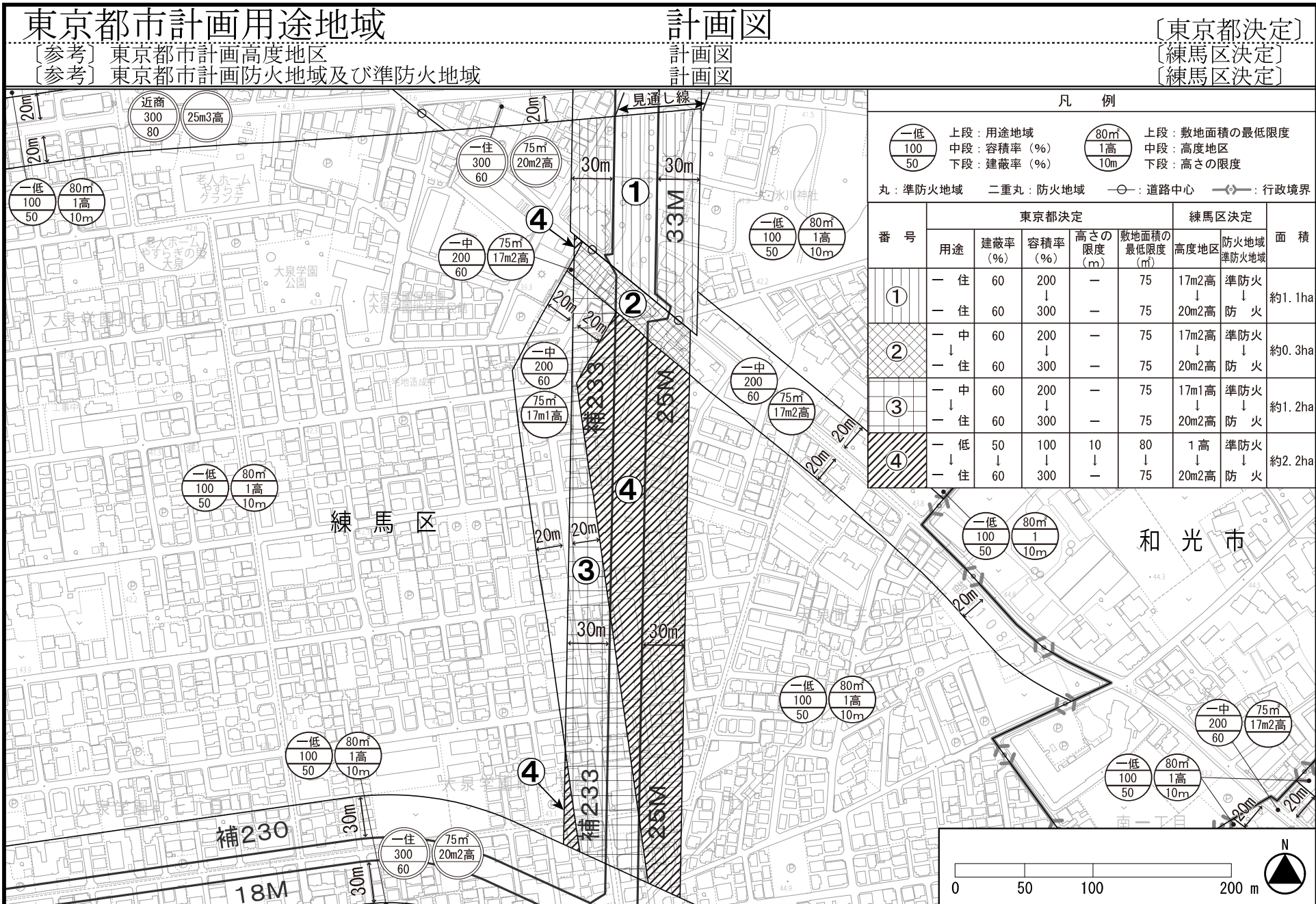
〔練馬区決定〕

〔練馬区決定〕

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号：7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔参考〕東京都市計画地区計画の決定（練馬区決定）

都市計画補助 233 号線沿道地区地区計画をつぎのように決定する。

名 称		補助 233 号線沿道地区地区計画
位 置 ※		練馬区大泉町三丁目、大泉学園町七丁目および大泉学園町八丁目各地内
面 積 ※		約 38.2ha
地区計画の目標		本地区は練馬区の北西部に位置し、全域が大泉風致地区に指定され、地区北部には生産緑地が存在する豊かなみどりを備えた住宅地である。地区内を通る東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）については、既に完成した北側区間（別荘橋通り以北）の沿道は、ケヤキ並木が広がる良好な住宅地となっており、地区の南側区間（別荘橋通り以南）は補助 233 号線の整備が進み、沿道では街並みの大きな変化が見込まれる。一方で、後背地では敷地の細分化による建て詰まりを防ぐなど住環境の保全や、地区に狭い道路や行き止まり道路が多いことから道路基盤の充実が課題となっている。 補助 233 号線は、東京都防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられており、練馬区都市計画マスタープランにおいては、補助 233 号線沿道では、周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めるとしている。また、後背地はみどり豊かな地区として、良好な住環境を保全していくとしている。 重点地区まちづくり計画「補助 233 号線沿道地区」においても、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、みどり豊かで良好な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちづくりを進めていくこととしている。 以上のことから、補助 233 号線を中心とした、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導による生活利便性の向上や誰もが安全・安心に暮らせる災害に強い生活環境の形成、安全で快適な暮らしを支える交通環境の形成を目指すとともに、みどり豊かで良好な住環境の維持を図るものとする。
関 区 す 域 る の 方 整備 針 、 開 発 お び よ 保 保 全 に	土地利用の方針	1 補助 233 号線沿道地区 周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、補助 233 号線沿道にふさわしい商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに、防災性が高い街並みを形成する。 2 長久保通り沿道地区 大泉学園通りから続く近隣商業地としての集積を活かし、身近な生活を支える店舗や中層住宅を中心とした街並みを形成する。 3 越後山通り沿道地区・別荘橋通り沿道地区 現在の中低層住宅を中心とした街並みを維持するとともに、地域の人々が憩えるような店舗等が立地する市街地を形成する。 4 住宅地区 風致地区にふさわしいみどり豊かな敷地と統一感のある街並みに配慮した、良好な低層住宅地を形成する。

関 連 する 方 針	区 域 の 整 備 、 開 発 お よ び 保 全 に	地区施設の整備の方針	道路 練馬区道路網計画に基づき、地区全体の道路ネットワークの形成を図るとともに、防災性の向上や安全な暮らしを図るため、不接道宅地の解消に資する道路や隅切りの整備を促進する。			
		建築物等の整備の方針	1 住宅と店舗等が調和した街並みを誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 2 公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導するため、建築物の容積率の最高限度を定める。 3 敷地の細分化を防止し、ゆとりある住環境を確保するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 4 道路空間および道路交差部における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るため、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 5 周辺の住環境に配慮した街並みの形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。 6 落ち着いたある良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。 7 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、またみどり豊かな街並みの形成を図るため、垣または柵の構造の制限を定める。			
地 区 整 備 計 画	地 区 施 設 の 配 置 お よ び 規 模	道路	名称	幅員	延長	備考
			区画道路 1 号	6.0m	約 90m	拡幅
			区画道路 2 号	6.0m ～ 6.2m	約 300m	拡幅・既設
			区画道路 3 号	6.0m	約 140m	拡幅
			区画道路 4 号	6.0m	約 280m	拡幅
			区画道路 5 号	6.0m	約 230m	拡幅
			区画道路 6 号	6.0m	約 240m	拡幅
			区画道路 7 号	6.0m ～ 6.3m	約 180m	拡幅・既設
			区画道路 8 号	6.0m	約 330m	拡幅・既設
			区画道路 9 号	3.0m (6.0m) ～ 6.1m	約 290m	拡幅・既設
			区画道路10号	3.0m (6.0m)	約 160m	拡幅
			() は地区外を含めた幅員			
			名称	箇所	備考	
			隅切り	底辺 3 m の二等辺三角形：64 箇所	新設	

地区整備計画

地区の 区 分	名称	補助 233 号線沿道地区			長久保通り沿道地区		越後山通り 沿道地区	別荘橋通り 沿道地区	住宅地区	
		A 地区	B 地区	C 地区	A 地区	B 地区			A 地区	B 地区
	面積	約 3.0ha	約 2.0ha	約 1.7ha	約 1.1ha	約 0.6ha	約 1.2ha	約 1.5ha	約 0.8ha	約 26.3ha
建築物等の用途 の制限 ※		つぎに掲げ る建築物は建 築してはなら ない。 (1) ホテルま たは旅館 (2) 葬祭場等	つぎに掲げる建築物は 建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等 (3) 建築基準法別表第 2 (に)項に掲げる建築物	つぎに掲げる建築物 は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等 (3) マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車 券売場その他これら に類するもの	つぎに掲げる建築物は 建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等	—				
建築物等に関する事項	区域の特性 に応じた建 築物の容積 率の最高限 度	—	10 分の 30		—					
	公共施設の 整備の状況 に応じた建 築物の容積 率の最高限 度 ※	—	当該地区計画の内容に 適合し、かつ、特定行政 庁が交通上、安全上、防 火上および衛生上支障 がないと認めた場合 (建築基準法第 68 条 の 4 第 1 項に基づく 認定)または道路法第 18 条第 2 項の規定に 基づく補助 233 号線 の道路供用開始告示 後は、以下の容積率を 適用しない。		—					
			10 分の 20	10 分の 10						

地区整備計画

建築物の敷地面積の最低限度	110 m ²	—	110 m ²
壁面の位置の制限	1 計画図 3 に表示する壁面の位置の制限 1 号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、軒、出窓等を含む。以下「外壁等」という。）の面から道路中心線までの距離は、3 m 以上とする。 2 計画図 3 に表示する壁面の位置の制限 2 号が定められている部分においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路境界線（建築物の敷地に接する地区施設（区画道路）がある場合は、当該地区施設の計画線とする。以下同じ。）の交点を頂点とする長さ 3 m の底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。 3 道路（区画道路および補助 233 号線を含む。）が交わる角敷地（交差により生じる隅角が 120 度以上の場合および壁面の位置の制限 2 号が定められている部分を除く。）においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路境界線（都市計画道路がある場合は当該都市計画道路の計画線とする。）の交点を頂点とする長さ 2 m の底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。		
壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものは、この限りでない。		
建築物等の高さの最高限度	17m かつ 5 階（地階を除く。）以下 ただし、練馬区風致地区条例第 2 条に基づく許可を受けた建築物に限る。	—	
建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	1 建築物の屋根、外壁等および屋外広告物の形態または色彩その他の意匠は、原色の使用を避け、周辺の街並みと調和した落ち着いた色合いのものとする。 2 コンテナを利用した建築物を建築する場合は、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施すなど景観に配慮したものとする。		
垣または柵の構造の制限	1 道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ 60cm 以下の部分は、この限りでない。 2 補助 233 号線、長久保通り、越後山通り、別荘橋通りに面する部分については、接する敷地の長さの 10 分の 4 以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない。ただし、土地利用上やむを得ず緑化ができない部分がある場合または道路に面してショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分の部分を設ける場合は、緑化が必要となる長さから当該部分の長さを除くことができる。		

※は知事協議事項

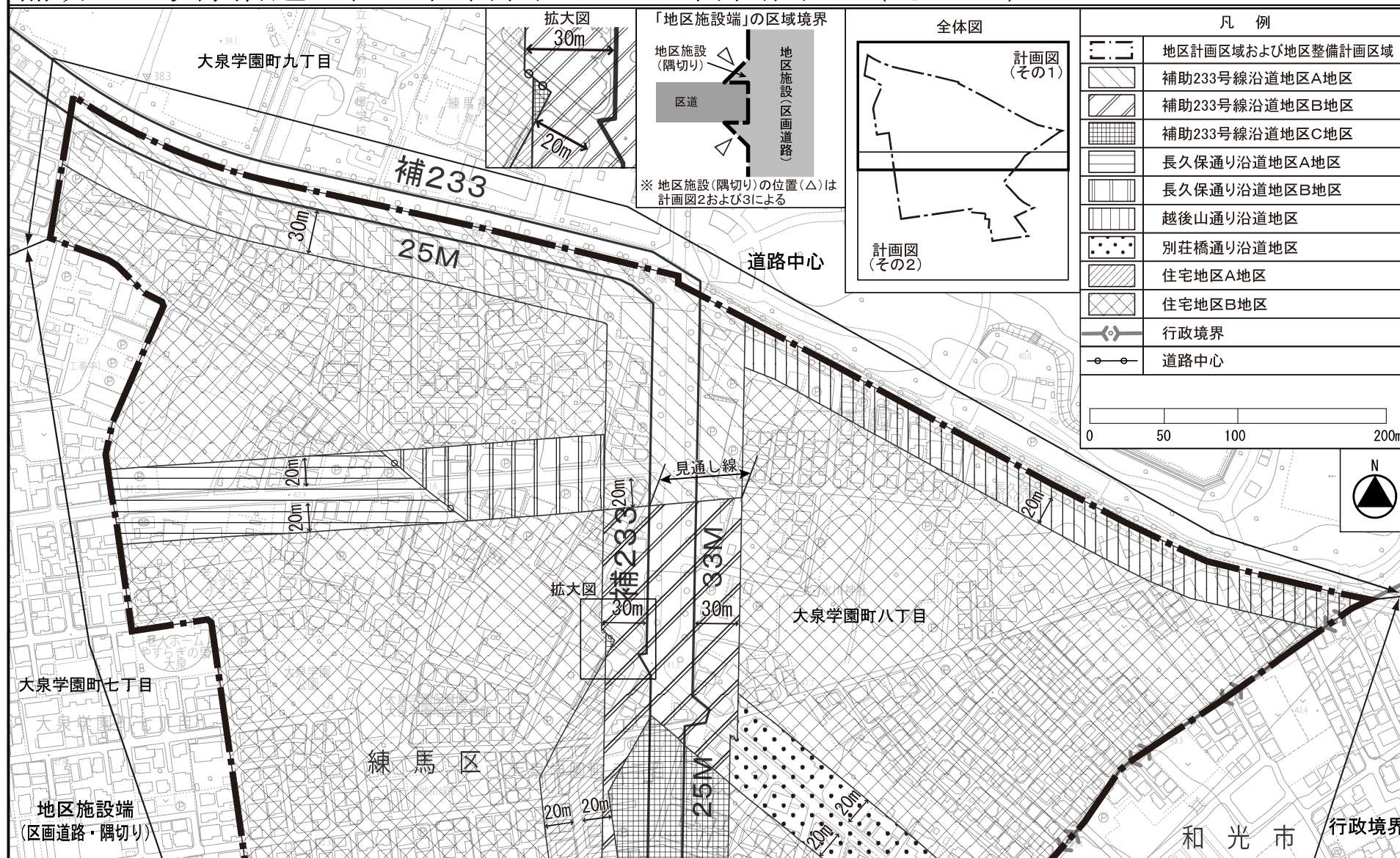
「区域、地区の区分、地区施設の配置および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由：補助 233 号線沿道を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで景観に配慮した魅力ある街並みの形成を図るため、地区計画を決定する。

〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助233号線沿道地区地区計画

計画図 1 (その 1)

〔練馬区決定〕

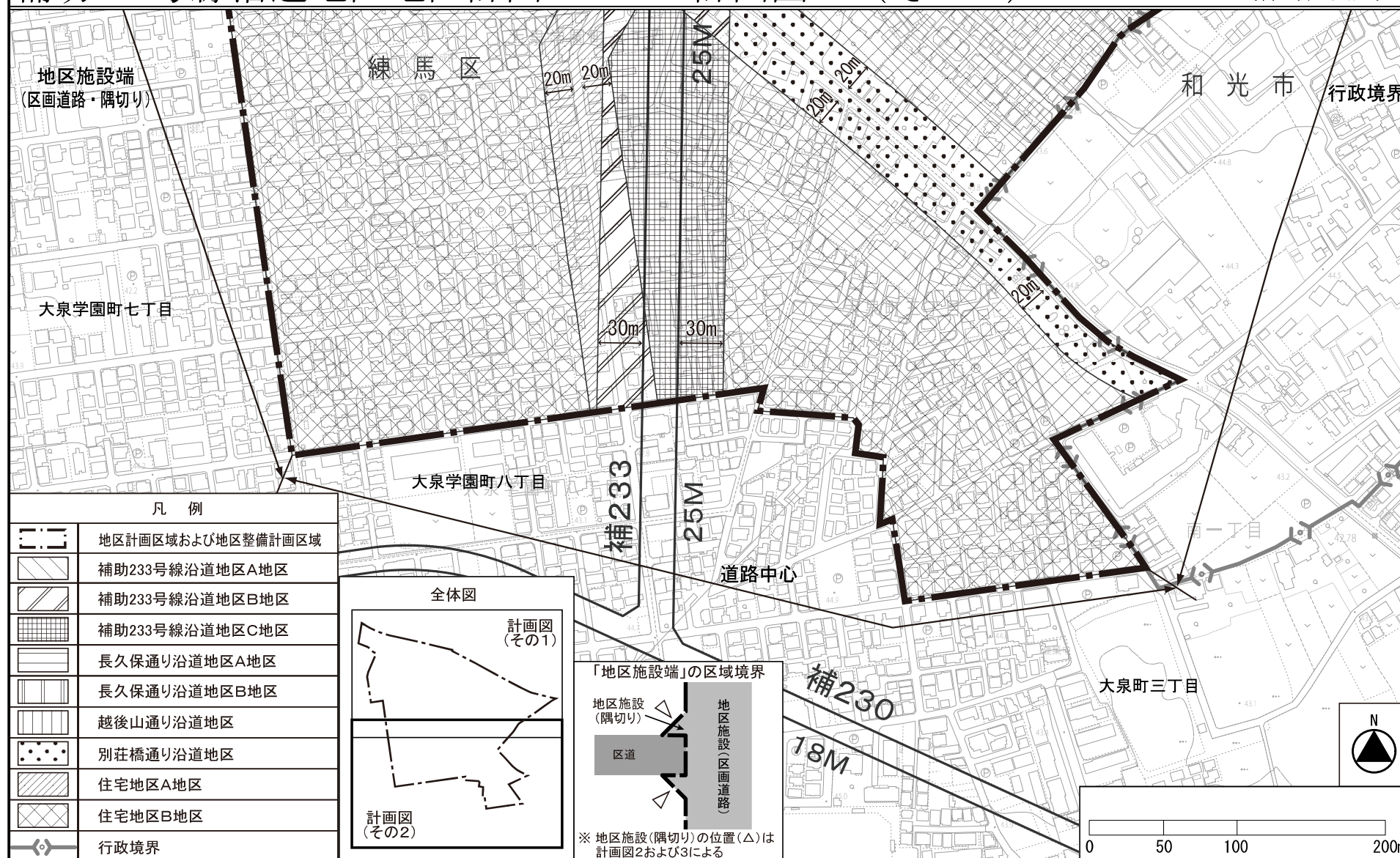


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助233号線沿道地区地区計画

計画図 1 (その2)

〔練馬区決定〕

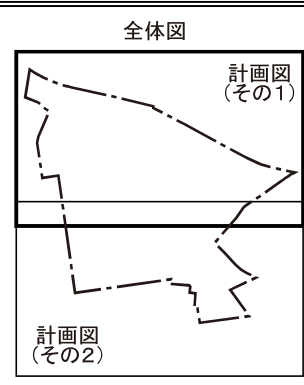
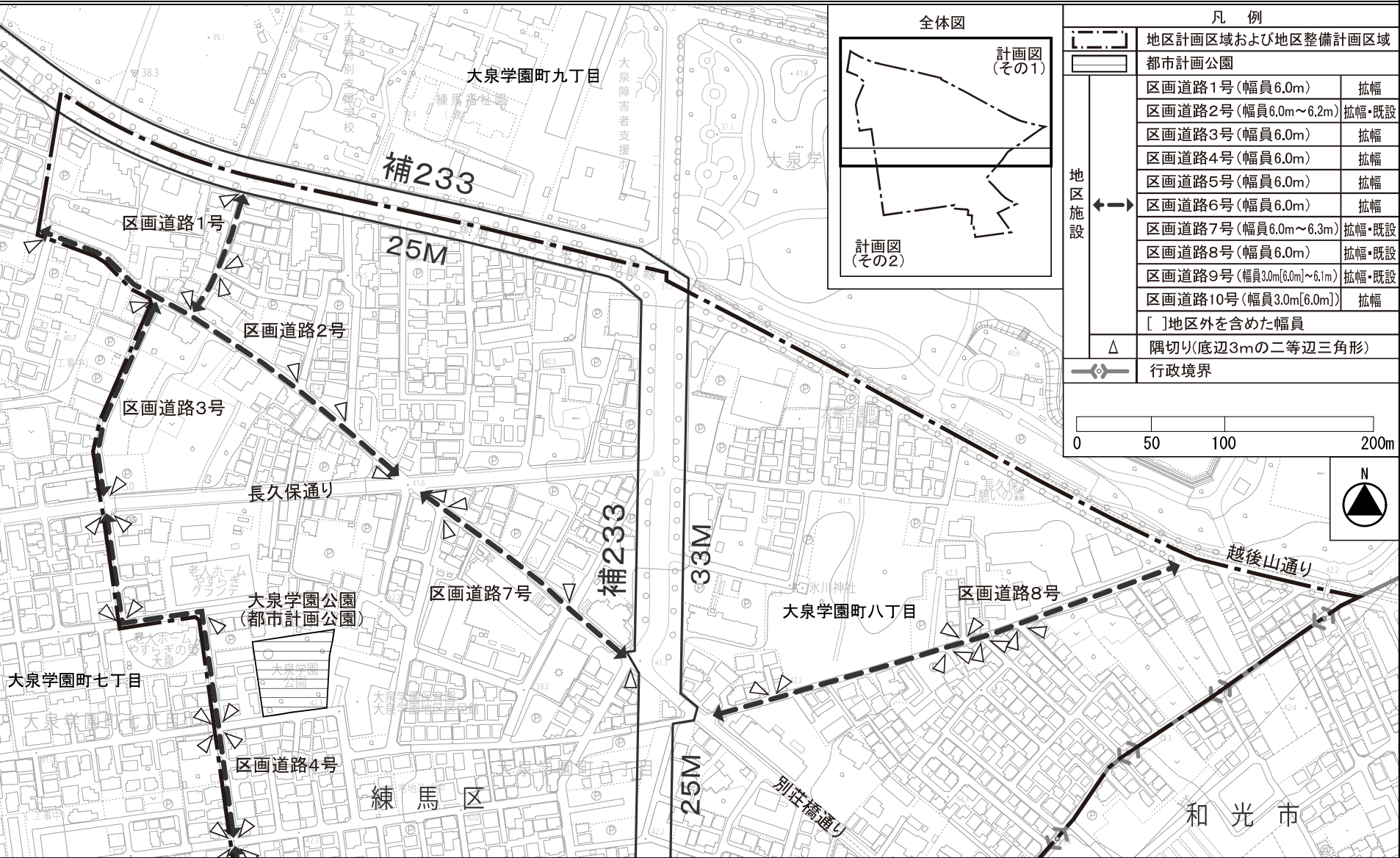


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助233号線沿道地区地区計画

計画図 2 (その1)

〔練馬区決定〕



凡 例			
		地区計画区域および地区整備計画区域	
		都市計画公園	
地区施設		区画道路1号(幅員6.0m)	拡幅
		区画道路2号(幅員6.0m~6.2m)	拡幅・既設
		区画道路3号(幅員6.0m)	拡幅
		区画道路4号(幅員6.0m)	拡幅
		区画道路5号(幅員6.0m)	拡幅
		区画道路6号(幅員6.0m)	拡幅
		区画道路7号(幅員6.0m~6.3m)	拡幅・既設
		区画道路8号(幅員6.0m)	拡幅・既設
		区画道路9号(幅員3.0m[6.0m]~6.1m)	拡幅・既設
		区画道路10号(幅員3.0m[6.0m])	拡幅
		[]地区外を含めた幅員	
	隅切り(底辺3mの二等辺三角形)		
		行政境界	
			
0 50 100 200m			

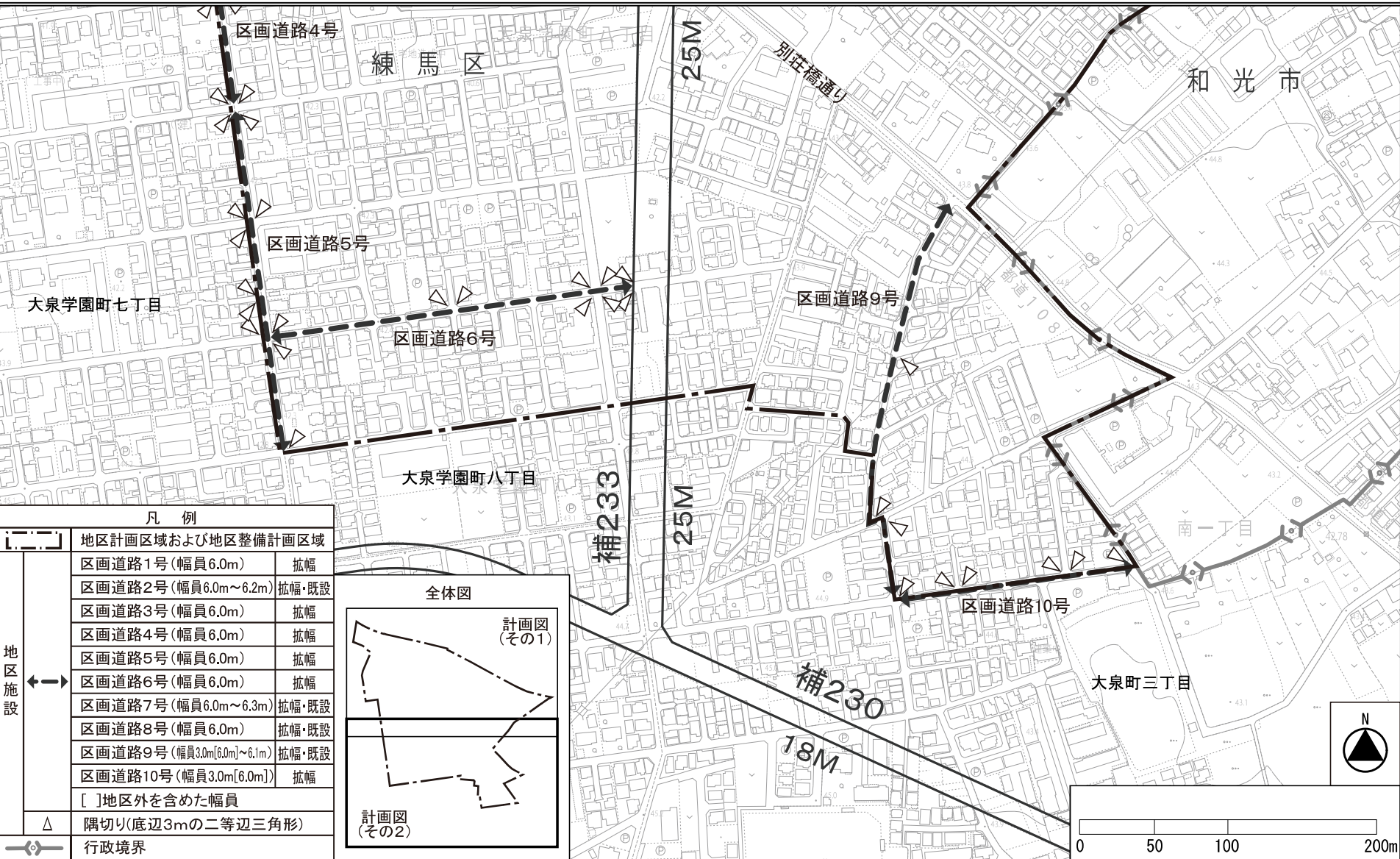


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助233号線沿道地区地区計画

計画図 2 (その2)

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助233号線沿道地区地区計画

計画図 3 (その 1)

〔練馬区決定〕

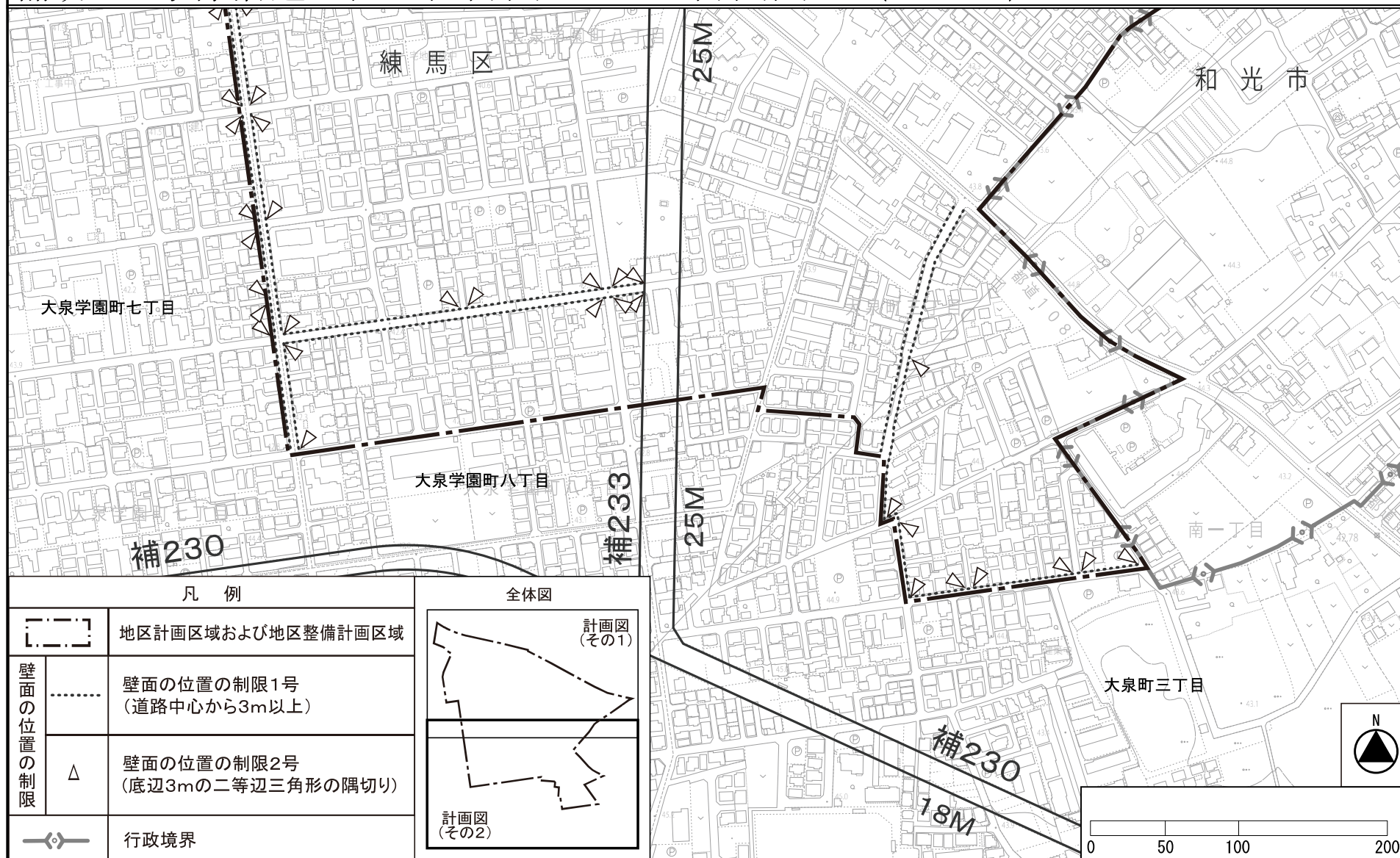


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助233号線沿道地区地区計画

計画図 3 (その2)

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。
無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔参考〕東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

都市計画補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画をつぎのように変更する。

名 称		補助 230 号線大泉町三丁目地区地区計画
位 置 ※		練馬区大泉町一丁目、大泉町二丁目および大泉町三丁目各地内
面 積 ※		約 32.8ha
地区計画の目標		本地区は区の北西部に位置し、都市計画公園である大泉町もみじやま公園や比較的大きな生産緑地が存在するみどりの多い住宅地である。 地区内では、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 230 号線（以下「補助 230 号線」という。）および東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）の整備が進められており、補助 230 号線および補助 233 号線沿道では街並みの大きな変化が見込まれる一方で、周辺市街地では、住環境の保全や道路基盤の充実が課題となっている。また、補助 230 号線は、都営地下鉄大江戸線の光が丘から大泉学園町方面に向かう東京 12 号線（以下「12 号線」という。）延伸の導入を予定している空間であり、地区内に新駅の設置が予定されている。 東京都防災都市づくり推進計画において、補助 230 号線および補助 233 号線沿道は、一般延焼遮断帯に位置付けられ、練馬区都市計画マスタープランにおいて、新駅予定地周辺は、「地域の特性を活かした生活拠点としての利便性を高め」、補助 230 号線沿道は、「土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を促進する」、補助 233 号線沿道は、「周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進める」としている。また、本地区は「防災性の向上を図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並み形成を進める」としている。 以上のことから、本地区計画により、地区の特性を踏まえた建築物等の適正な制限を行うことにより、地域にふさわしい土地利用の誘導と、災害に強くみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並みの形成を目指す。
おおよび保全に関する方針	区域の整備、開発	本地区を 5 地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。
	土 地 利 用 の 方 針	1 新駅周辺地区 12 号線延伸に伴う新駅の設置を見据えて、生活拠点にふさわしい地域の生活利便の向上に資する土地利用を誘導するとともに、景観に配慮した防災性が高い街並みを形成する。補助 230 号線の沿道においては、周辺住宅地の良好な住環境にも配慮しながら、健全かつ合理的な土地の高度利用を進める。 2 補助 230 号線沿道地区 周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、住宅と店舗が調和した補助 230 号線沿道にふさわしい土地の高度利用を誘導するとともに、みどり豊かで景観に配慮した良好かつ防災性が高い街並みを形成する。 3 補助 233 号線沿道地区 周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、補助 233 号線沿道にふさわしい商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに、防災性が高い街並みを形成する。 4 生活幹線道路等沿道地区 中層住宅を中心とした生活幹線道路沿道にふさわしい土地利用への誘導を図り、みどり豊かで景観に配慮した良好な街並みを形成する。 5 低層住宅地区 低層住宅を主体としたみどり豊かで景観に配慮した良好な住宅市街地を保全する。

区域の整備、開発 および保全に関する方針		地区施設の整備の方針		地区全体の道路ネットワークを形成するとともに防災性の向上を図るため、生活幹線道路および区画道路の整備を誘導する。										
		建築物等の整備の方針		1 住宅と店舗が調和した街並みを誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 2 敷地の細分化を防ぐとともに、ゆとりのある住環境を保全するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3 周辺住宅地への配慮と良好な景観を誘導するため、建築物等の高さの最高限度および建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。 4 道路空間および道路交差部における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るため、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 5 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、またみどり豊かな街並みを形成するため、垣または柵の構造の制限を定める。										
地区整備計画	地区施設の配置	種 類		名 称			幅 員			延 長			備 考	
		道 路		生活幹線道路 1 号※			6.0m (12.0m)			約 170m			拡幅	
				区画道路 1 号			3.0m (6.0m) ～7.1m			約 580m			拡幅	
				区画道路 2 号			3.0m (6.0m)			約 210m			拡幅・既設	
				区画道路 3 号			3.0m (6.0m) ～6.0m			約 340m			既設	
				区画道路 4 号※			8.5m～8.9m			約 190m			既設	
				区画道路 5 号			4.5m～6.0m			約 340m			新設	
				区画道路 6 号			3.0m (6.0m)			約 110m			拡幅	
			()は地区外を含めた幅員											
	建築物等に関する事項	地区区分	名 称	新駅周辺地区			補助 230 号線沿道地区		補助 233 号線沿道地区		生活幹線道路等沿道地区	低層住宅地区		
A 地区				B 地区	C 地区	A 地区	B 地区	A 地区	B 地区					
面 積		約 2.6ha	約 0.8ha	約1.7ha	約 2.4ha	約 0.2ha	約 0.2ha	約 0.1ha	約2.1ha	約22.7ha				
建築物等の用途の制限※		つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場						つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテルまたは旅館 (2) 葬祭場等 (3) 建築基準法別表第 2 (に) 項に掲げる建築物			――			

建築物の容積率の最高限度※	区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度	10 分の 30		――	10 分の 30				――
	公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率の最高限度	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合(建築基準法第 68 条の 4 第 1 項に基づく認定)または道路法第 18 条第 2 項の規定に基づく補助 230 号線(側道を含む。)の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。		――	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合(建築基準法第 68 条の 4 第 1 項に基づく認定)または道路法第 18 条第 2 項の規定に基づく補助 230 号線(側道を含む。)の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。		当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合(建築基準法第 68 条の 4 第 1 項に基づく認定)または道路法第 18 条第 2 項の規定に基づく補助 233 号線の道路供用開始告示後は以下の容積率を適用しない。		――
		10 分の 10	10 分の 20		10 分の 10	10 分の 20	10 分の 10	10 分の 20	
建築物の敷地面積の最低限度		110 m ² ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 本地区計画の決定告示日において敷地面積が 110 m ² 未満で、その敷地全てを一の敷地として使用する場合 (2) 本地区計画の決定告示日以降に、公共施設の整備等により敷地面積が 110 m ² 未満となり、その敷地全てを一の敷地として使用する場合							
壁面の位置の制限		1 計画図に表示する壁面の位置の制限 1 号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱(ベランダ、バルコニー、軒および出窓等を含む。)(以下「外壁等」という。) から道路中心線までの距離は、6 m 以上とする。 2 計画図に表示する壁面の位置の制限 2 号が定められている部分においては、建築物の外壁等から道路中心線までの距離は、3 m 以上とする。 3 計画図に表示する壁面の位置の制限 3 号が定められている部分においては、建築物の外壁等から区画道路東側境界線までの距離は 6 m 以上とする。 4 道路(都市計画道路、生活幹線道路および区画道路を含む。) が交わる角敷地(交差により生じる内角が 120 度以上の場合を除く。) では、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする二等辺三角形の長さ 2 m の底辺となる線以上後退させるものとする。							
壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、塀、擁壁、広告物、看板および自動販売機等の通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、公益上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものは、この限りでない。							

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	17m	17m以下かつ5階 (地階を除く。)以下	15m	――	
		ただし、練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物に限る。					
		建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	1 建築物の屋根および外壁等の色彩は、原色の使用を避け、街並みとの調和を図るものとする。 2 補助 233 号線沿道地区においては、コンテナを利用した建築物を建築する場合は、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施すなど景観に配慮したものとする。				
		垣または柵の構造の制限	1 道路（補助 233 号線を除く。）に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等の開放性のある構造とする。ただし、高さ 80cm 以下の部分は、この限りでない。 2 補助 233 号線に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ 60cm 以下の部分は、この限りでない。 3 補助 233 号線に面する部分については、接する敷地の長さの 10 分の 4 以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない。ただし、土地利用上やむを得ない場合または道路に面してショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分の部分を設ける場合は、緑化が必要となる長さから当該部分の長さを除くことができる。				

※は知事協議事項

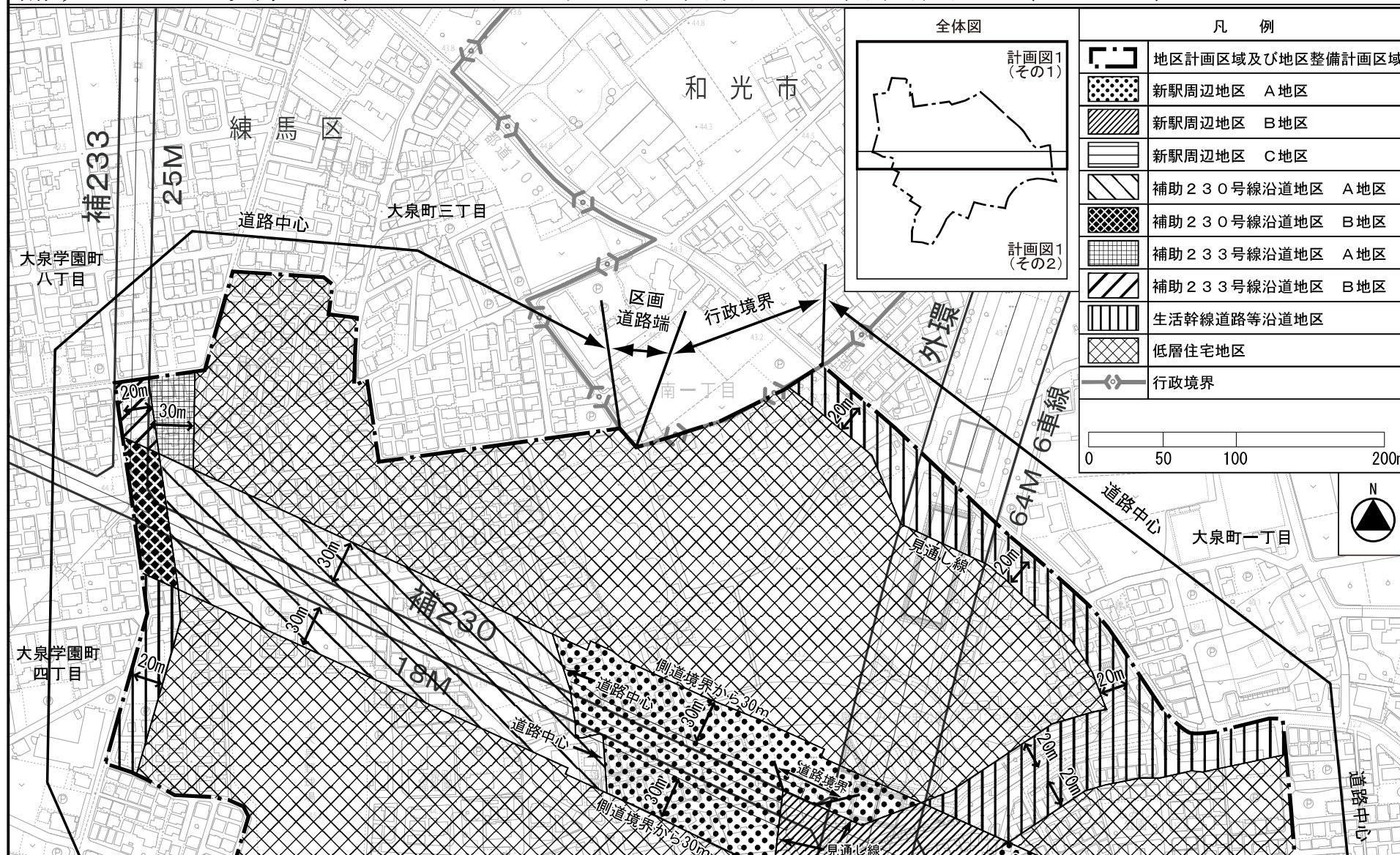
「区域、地区の区分、地区施設の配置および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由：補助 233 号線沿道にふさわしい土地利用の誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るため、地区計画を変更する。

〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助230号線大泉町三丁目地区地区計画

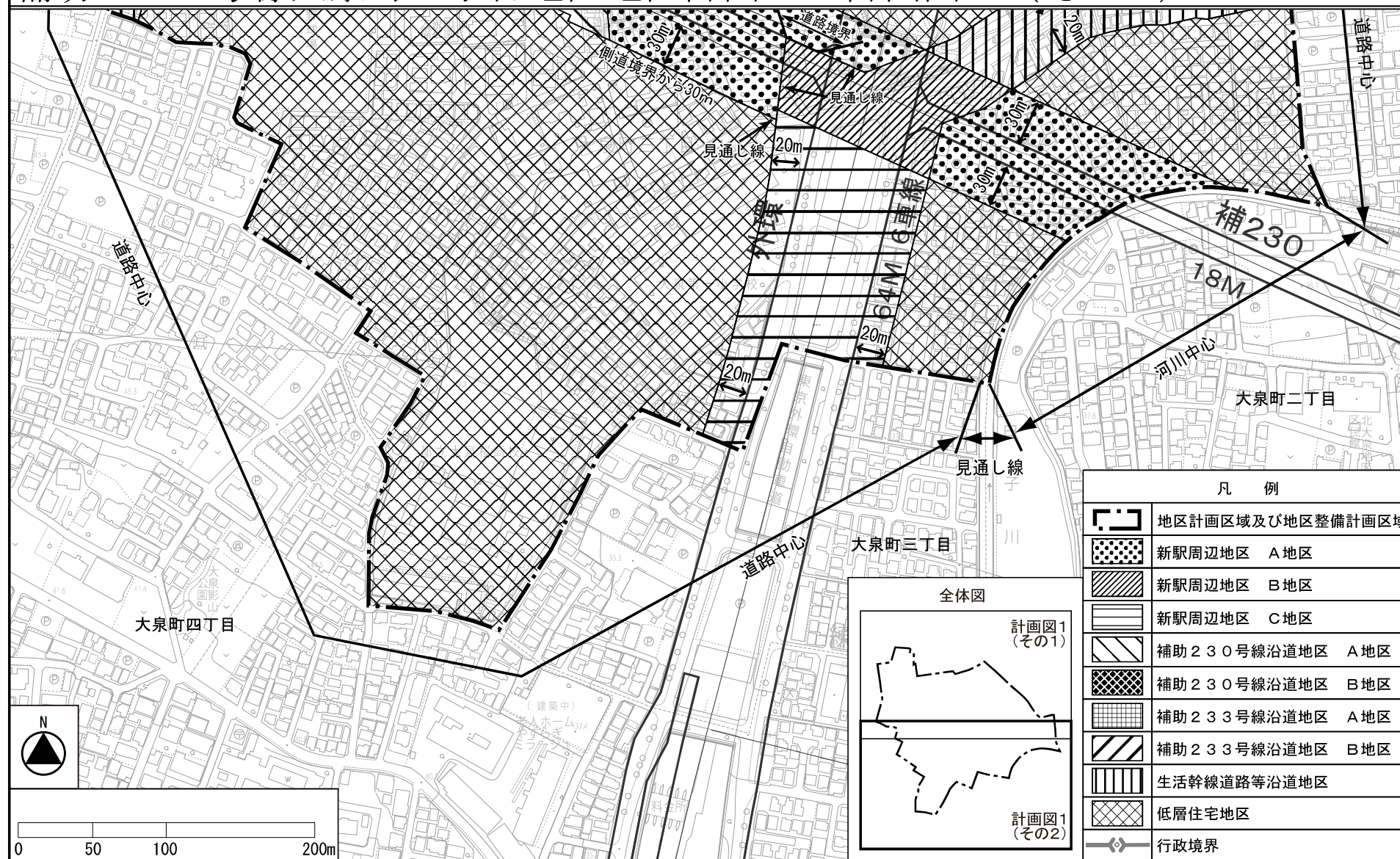
計画図1（その1）

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

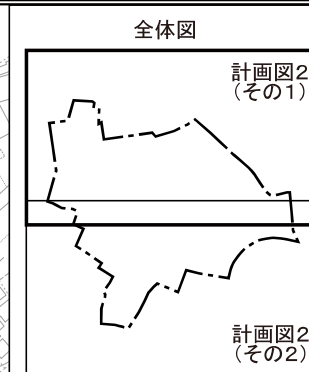
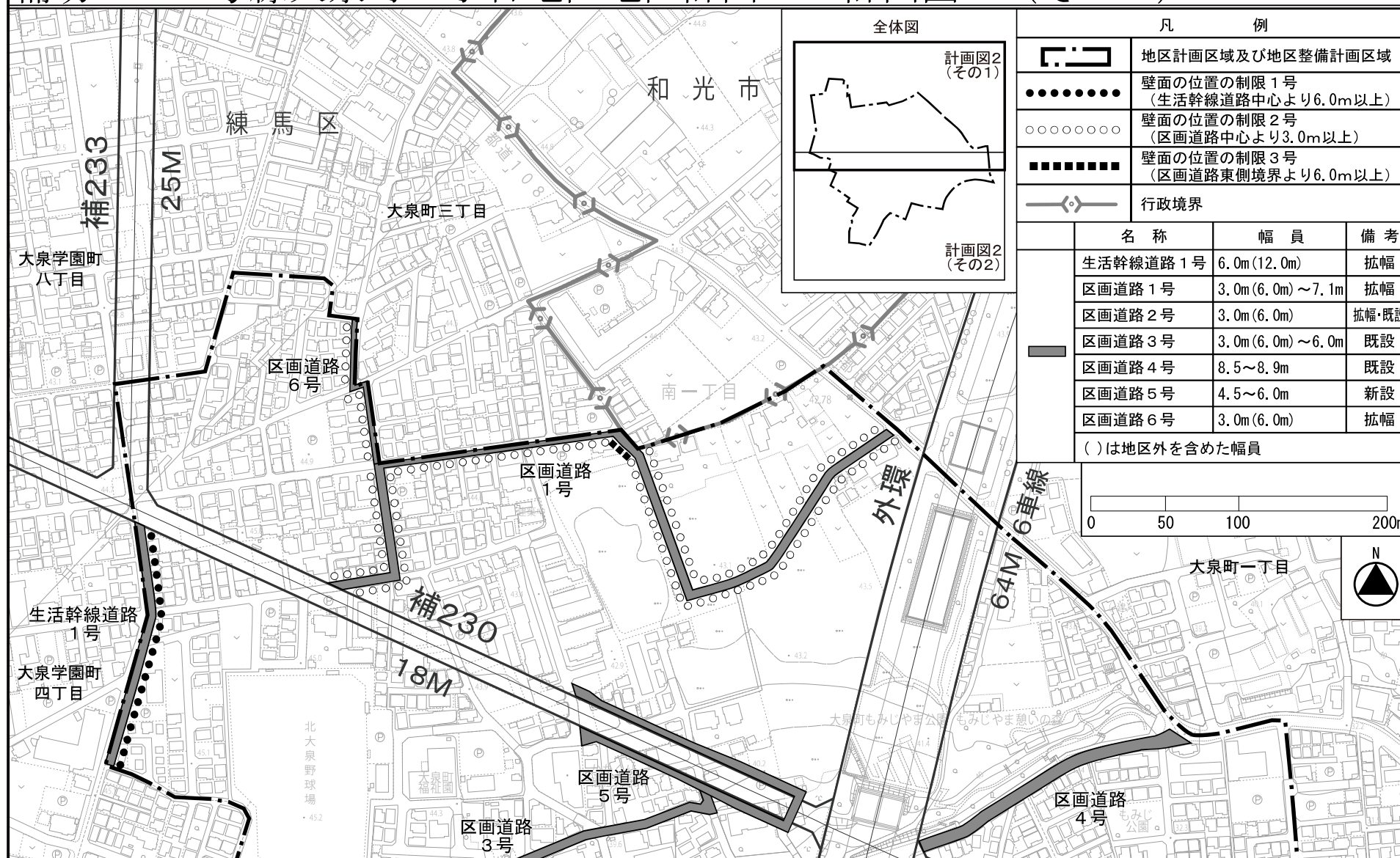
〔参考〕 東京都市計画地区計画
 補助 2 3 0 号線大泉町三丁目地区地区計画 計画図 1 (その 2) 〔練馬区決定〕



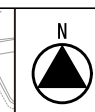
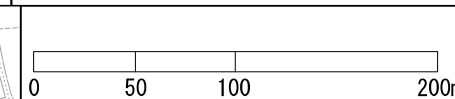
この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助 2 3 0 号線大泉町三丁目地区地区計画

計画図 2 (その 1) 〔練馬区決定〕



凡 例			
	地区計画区域及び地区整備計画区域		
	壁面の位置の制限 1 号 (生活幹線道路中心より6.0m以上)		
	壁面の位置の制限 2 号 (区画道路中心より3.0m以上)		
	壁面の位置の制限 3 号 (区画道路東側境界より6.0m以上)		
	行政境界		
	名 称	幅 員	備 考
	生活幹線道路 1 号	6.0m (12.0m)	拡幅
	区画道路 1 号	3.0m (6.0m) ～ 7.1m	拡幅
	区画道路 2 号	3.0m (6.0m)	拡幅・既設
	区画道路 3 号	3.0m (6.0m) ～ 6.0m	既設
	区画道路 4 号	8.5 ～ 8.9m	既設
	区画道路 5 号	4.5 ～ 6.0m	新設
	区画道路 6 号	3.0m (6.0m)	拡幅
	() は地区外を含めた幅員		



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号: 7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

〔練馬区決定〕



〔参考〕東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

都市計画補助230号線大泉学園町地区地区計画をつぎのように変更する。

名 称		補助230号線大泉学園町地区地区計画
位 置 ※		練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目および大泉学園町八丁目各地内
面 積 ※		約31.4ha
地区計画の目標		本地区は練馬区の北西部に位置し、耕地整理で基盤の目状に整備されたゆとりある街区が広がっている。全域が大泉風致地区に指定されており、地区内を南北に通る大泉学園通りの沿道には、桜並木や商店街が広がり、後背地は、豊かなみどりを備えた良質な住宅地となっている。 地区内には、都営地下鉄大江戸線（以下「東京12号線」という。）の光が丘駅から大泉学園町方面への延伸に伴う新駅が予定されており、延伸の導入空間となる東京都市計画道路幹線街路補助線街路第230号線（以下「補助230号線」という。）や、補助230号線に接続する東京都市計画道路幹線街路補助線街路第233号線（以下「補助233号線」という。）の事業が進められている。地下鉄延伸や道路など都市基盤の整備が進み、街並みの大きな変化が見込まれる一方で、防災性の向上やこれまでの住環境の保全、新駅周辺の整備などが課題となっている。 第2次みどりの風吹くまちビジョンのアクションプラン（戦略計画）においては、新駅予定地周辺では、公共交通機関への円滑な乗換えと多彩なイベントなどを開催できる駅前広場の計画や、商業施設や公共サービスの充実を目指した建築物の共同化について検討を進めるとしている。また、練馬区都市計画マスタープランにおいては、新駅予定地周辺では、駅前広場の整備などにより交通結節機能を充実し、地域の特性を生かした生活拠点として利便性を高めるとし、補助230号線沿道では、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の利用を促進するとともに、災害に強い安全なまちを目指して防災性の向上を図るとしている。併せてみどり豊かで良好な住環境の保全や景観に配慮した街並み形成の実現に向けたまちづくりを進めるとしている。補助233号線沿道では、周囲と調和のとれた建物の中層化をめざすほか、道路整備の進捗や周辺環境に配慮しながら、延焼遮断帯の形成等で防災対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めるとしている。 以上のことから、豊かなみどりと都市の利便性を兼ね備えた魅力的な新しい都市の創出をまちづくりの基本的な考え方とし、新駅予定地周辺では、まちの中心となる新たな拠点の形成を目指し、幹線道路沿道においては、生活の利便性を高める施設や店舗等の立地・誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るとともに、後背の住宅地では、みどり豊かで良好な住環境の保全・創出を図るものとする。
保 全 に 関 する 方 針	区 域 の 整 備 、 開 発 お よ び 土 地 利 用 の 方 針	本地区を5地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。なお、東京12号線が延伸する際には、以下の地区区分は必要に応じて見直しを行うものとする。 1 新駅周辺地区 東京12号線延伸に伴う新駅の設置を見据えて、利便性の高い駅前広場を確保し、店舗やサービス施設等が立地するにぎわいのある新たな拠点地区を形成する。 2 大泉学園通り商業地区 桜をシンボルとしたみどり豊かな街並みの中に、店舗やサービス施設等が連続して立地するにぎわいと活気のある快適な商店街を形成する。

区域の整備、開発および保全に関する方針	土地利用の方針	3 補助230号線沿道地区 後背住宅地の良好な住環境に配慮した中低層の住宅と生活の利便性を高める施設や店舗等を誘導し、沿道でのみどり豊かな街並みや延焼遮断機能を有する沿道市街地を形成する。 4 補助233号線沿道地区 周辺住宅地の良好な住環境に配慮しながら、補助233号線沿道にふさわしい商業・業務施設や生活サービス施設の適度な立地による地域の利便性の向上を図るとともに、防災性が高い街並みを形成する。 5 住宅地区 風致地区にふさわしいみどり豊かな街並みと閑静な住環境を備えた低層主体の住宅地を形成する。
	地区施設の整備の方針	1 道路 地区全体の道路ネットワークを形成するとともに防災性の向上を図るため、安全・安心な暮らしを支える生活幹線道路、区画道路および隅切りを整備する。 2 公園 地域住民の憩いの空間となる既存公園を維持するとともに、新たな公園を整備する。
	建築物等の整備の方針	1 住宅と店舗やサービス施設等が調和した街並みを誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 2 公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導するため、建築物の容積率の最高限度を定める。 3 敷地の細分化を防ぐとともに、ゆとりのある住環境を保全するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 4 道路空間および道路交差部における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るため、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 5 周辺住宅地への配慮と良好な景観を誘導するため、建築物等の高さの最高限度および建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。 6 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、またみどり豊かな街並みを形成するため、垣または柵の構造の制限を定める。 7 大泉学園通り沿道では、歩行空間の充実を図るため、都市計画道路計画線から建築物の外壁等を離すように努めるとともに、後退した区域には門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物等を設置しないように努める。 8 新駅予定地周辺では、生活拠点としての機能を高めるために、周辺の環境に配慮しつつ高度利用を図り、共同化を誘導する。
	その他当該地区の整備、開発および保全に関する方針	1 みどり豊かで良好な街並みを形成するため、道路に面する部分は緑化に努めるとともに、自動車車庫や駐車場、資材置場等を設置する際には、植栽等により景観に配慮するように努める。 2 近年増加している集中豪雨等による都市型水害の防止・軽減を図るため、建築物の敷地内に雨水浸透施設等の施設の整備を促進し、浸水被害の防止、地下水の涵養に努める。

地区整備計画

地区施設の配置および規模	道路		名称		幅員		延長		備考				
			区画道路 1 号		6 m		約 230m		拡幅				
			区画道路 2 号		6 m		約 250m		拡幅				
			区画道路 3 号		6 m		約 250m		拡幅				
			区画道路 4 号		6 m		約 230m		拡幅				
			区画道路 5 号		6 m		約 70m		拡幅				
			区画道路 6 号		6 m		約 370m		拡幅				
			区画道路 7 号		6 m		約 420m		拡幅				
			区画道路 8 号		6 m		約 510m		拡幅				
			名称		箇所								
			隅切り		底辺 3 mの二等辺三角形：34箇所								
	公園		名称		面積		備考						
			公園 1 号		約 890㎡		新設						
			公園 2 号		約 390㎡		既設（学園みどり児童遊園）						

建築物等に関する事項	地区の区分	名称	新駅周辺地区	大泉学園通り 商業地区	補助230号線沿道地区		補助233号線沿道地区		住宅地区		
					A地区	B地区	A地区	B地区	A地区	B地区	C地区
		面積	約 1.9ha	約 1.6ha	約 0.2ha	約 5.2ha	約 0.4ha	約 0.3ha	約 0.6ha	約 0.1ha	約 21.1ha
	建築物等の用途の制限 ※		つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）ぱちんこ屋 （2）葬祭場等		つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）ホテルまたは旅館 （2）葬祭場等		つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （1）ホテルまたは旅館 （2）葬祭場等 （3）建築基準法別表第2（に）項に掲げる建築物		—		

地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度 ※	区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度	—	10分の30				—
		公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度		当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）または道路法第18条第2項の規定に基づく補助230号線の道路供用開始告示後は、以下の容積率を適用しない。		当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合（建築基準法第68条の4第1項に基づく認定）または道路法第18条第2項の規定に基づく補助233号線の道路供用開始告示後は、以下の容積率を適用しない。		
				10 分の 20	10 分の 10	10 分の 20	10 分の 10	
	建築物の敷地面積の最低限度	—	110㎡					
	壁面の位置の制限	1 計画図3に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー、軒、出窓等を含む。以下「外壁等」という。）の面から道路中心線までの距離は、3 m以上とする。 2 計画図3に表示する壁面の位置の制限2号が定められている部分においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路境界線（建築物の敷地に接する地区施設（区画道路）がある場合は当該地区施設の計画線、都市計画道路（都市計画法第59条第1項または第2項の規定による認可を受けているものに限る。以下同じ。）がある場合は当該都市計画道路の計画線とする。以下同じ。）の交点を頂点とする長さ3 mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。 3 道路（区画道路および都市計画道路を含む。）が交わる角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合および壁面の位置の制限2号が定められている部分を除く。）においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路境界線の交点を頂点とする長さ2 mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。						

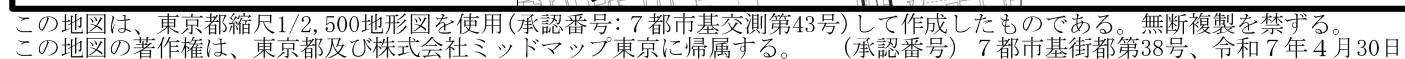
地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、公益上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものは、この限りでない。				
		建築物等の高さの最高限度	—	17mかつ5階（地階を除く。）以下 ただし、練馬区風致地区条例第2条に基づく許可を受けた建築物に限る。	—	15m以下	—
		建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	1 建築物および屋外広告物の形態および色彩その他の意匠は、周辺の街並みと調和を図るものとする。 2 良好な住環境や街並みの整備・維持のため、コンテナを利用した建築物は建築してはならない。ただし、開放感のあるデザインとし、外壁には化粧を施す等景観に配慮したものについては、この限りでない。				
		垣または柵の構造の制限	1 道路（補助233号線を除く。）に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ80cm以下の部分は、この限りでない。 2 補助233号線に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣またはフェンス等とする。ただし、高さ60cm以下の部分は、この限りでない。 3 補助233号線に面する部分については、接する敷地の長さの10分の4以上の部分を、道路に沿って緑化しなければならない。ただし、土地利用上やむを得ない場合または道路に面してショーウィンドウ、ディスプレイ等、屋内外の活動が相互に望め、賑わいを創出するような形態の部分の部分を設ける場合は、緑化が必要となる長さから当該部分の長さを除くことができる。				

※は知事協議事項

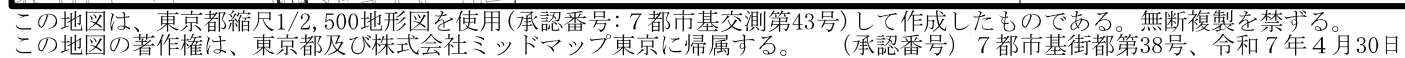
「区域、地区の区分、地区施設の配置および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由：補助233号線沿道にふさわしい土地利用の誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るため、地区計画を変更する。

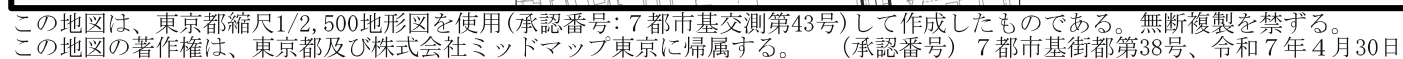
〔練馬区決定〕



〔練馬区決定〕



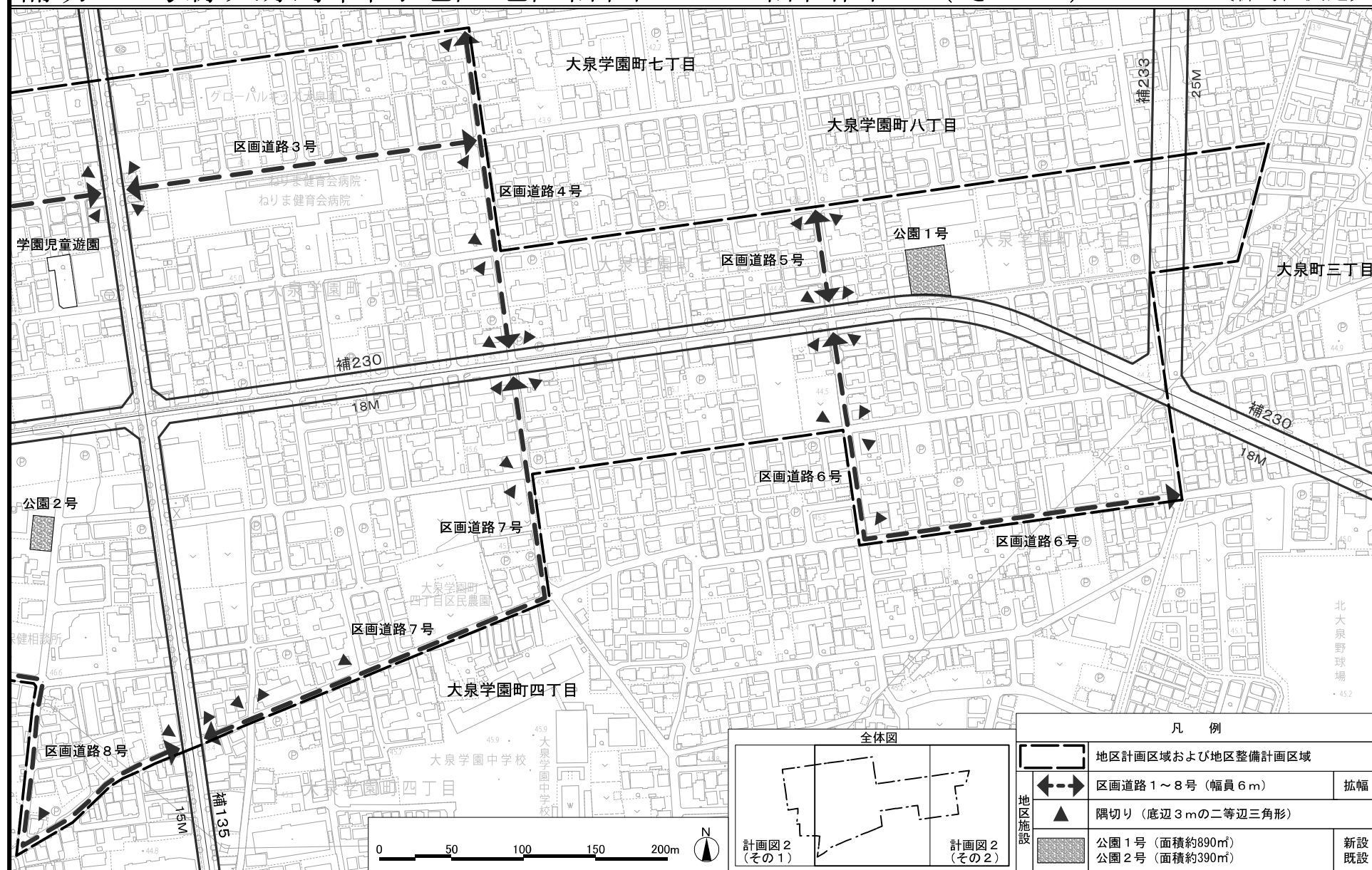
〔練馬区決定〕



〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助230号線大泉学園町地区地区計画

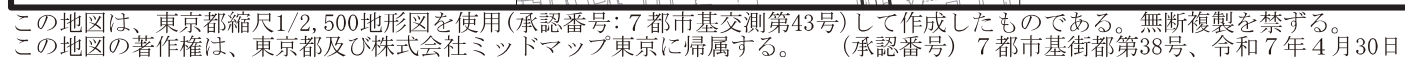
計画図 2 (その2)

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第38号、令和7年4月30日

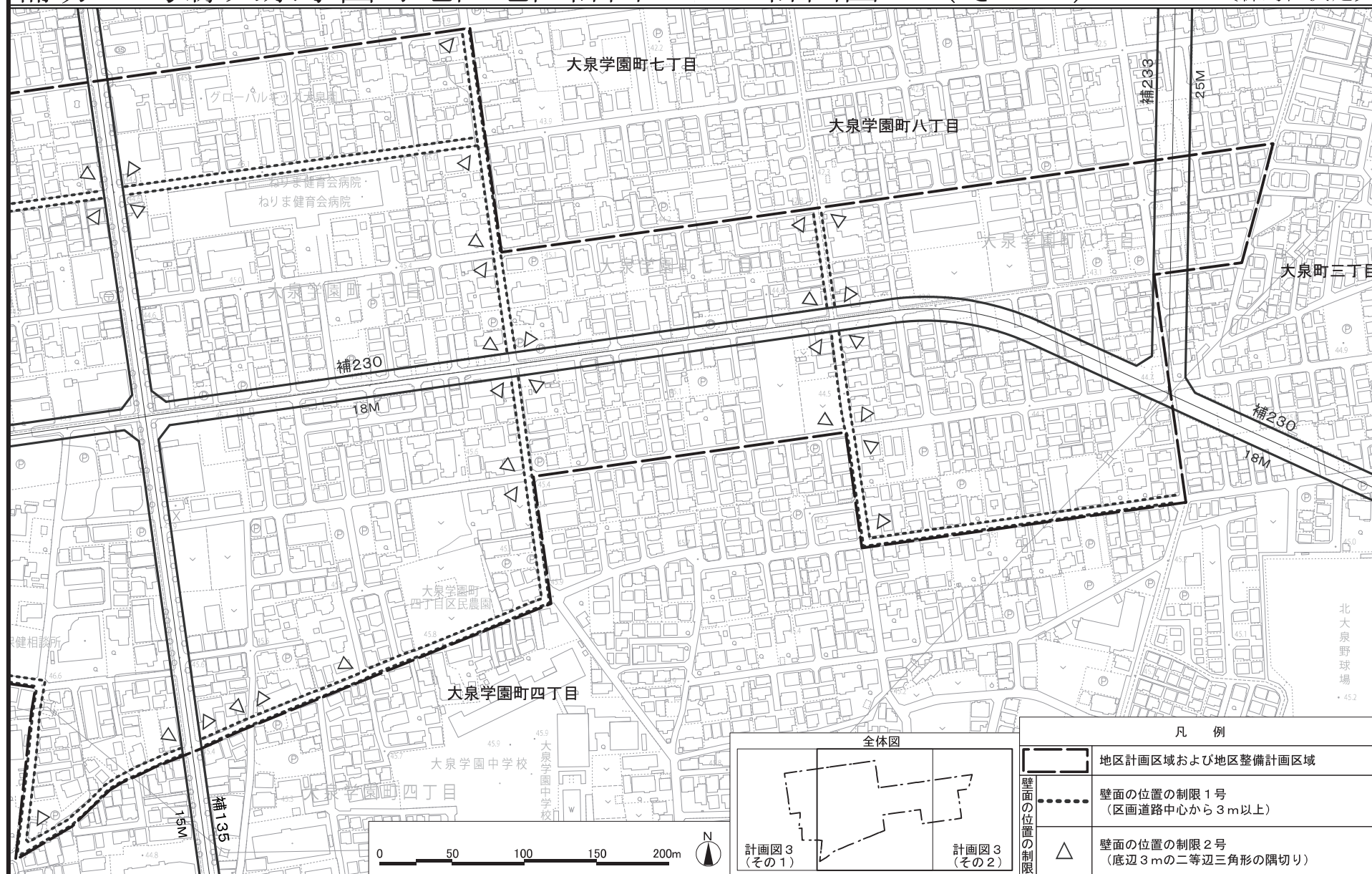
〔練馬区決定〕



〔参考〕 東京都市計画地区計画
補助230号線大泉学園町地区地区計画

計画図 3 (その2)

〔練馬区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用(承認番号: 7 都市基交測第 43 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号) 7 都市基街都第 38 号、令和 7 年 4 月 30 日